

初任給調整手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第42号

初任給調整手当規則の一部を改正する規則

初任給調整手当規則（昭和37年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項及び第 4 項中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表

期 間	金 額
1 年 未 満	253,100 円
1 年以上 2 年未満	253,100
2 年以上 3 年未満	253,100
3 年以上 4 年未満	253,100
4 年以上 5 年未満	253,100
5 年以上 6 年未満	253,100
6 年以上 7 年未満	253,100
7 年以上 8 年未満	253,100
8 年以上 9 年未満	253,100
9 年以上 10年未満	253,100
10年以上 11年未満	253,100
11年以上 12年未満	253,100
12年以上 13年未満	253,100
13年以上 14年未満	253,100
14年以上 15年未満	253,100
15年以上 16年未満	253,100
16年以上 17年未満	250,500
17年以上 18年未満	247,900
18年以上 19年未満	245,300
19年以上 20年未満	242,700
20年以上 21年未満	240,100
21年以上 22年未満	230,500
22年以上 23年未満	219,900
23年以上 24年未満	208,900
24年以上 25年未満	197,900
25年以上 26年未満	186,900
26年以上 27年未満	173,500
27年以上 28年未満	160,100
28年以上 29年未満	146,700
29年以上 30年未満	133,300
30年以上 31年未満	119,300
31年以上 32年未満	105,300
32年以上 33年未満	90,500
33年以上 34年未満	74,000
34年以上 35年未満	57,500

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。